

一般社団法人 日本統合医療学会 倫理宣言（案）

宣言日：平成 30（2018）年〇月〇日

日本統合医療学会に属するすべての会員は、日本および国際社会の信託にこたえて、絶え間なく変化する社会の状況に応じた最善の統合医療を推進するため、これに関する研究・教育あるいは臨床を行う際に、日本統合医療学会の倫理規約を遵守することを誓い、倫理的規範として以下の7つの宣言を行う。

1. わたしは、日本統合医療学会の倫理規約を遵守するのみならず、ヘルシンキ宣言等の国際社会における宣言または日本学術会議の「科学者の行動規範」等、国内における諸規範を遵守する。
2. わたしは、その時代における最善の統合医療を推進する者として、統合医療の実践者あるいは研究者それぞれの多様性を相互に認め、誠実で寛容な態度を心掛ける。
3. わたしは、科学が合理と実証を旨として嘗々と築かれる知識の体系であることを理解すると共に、科学の研究が人類にとって未踏の領域に果敢に挑戦することで新たな知識を生み出す行為であることを自覚する。
4. わたしは、学問の自由の下、特定の権威や組織の利害あるいは思想、信条などから独立し、自らの専門的な判断により心理を探求する権利を享受する。
5. わたしは、政策や世論の形成過程において、科学が果たすべき役割に対して社会的要請が存在することを十分に認識し行動する。
6. わたしは、あらゆる疑似科学などに与しない。
7. わたしは、患者あるいは研究の被験者その他利害関係を有する者に対して、不当あるいは違法な方法による調査、試験、治療その他学会活動と認められるすべての行為を行わない。